

第9期長野県高齢者プラン策定懇話会意見要旨（第3回）等

資料1-2

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
-	-	-	-	全体	1	<p>全体の感想</p> <p>こういうプランは、国から下りてくる施策の方針を長野県に合った物に変換し、具体的な事を行う市町村に下ろす物なのだと理解していますが、その理解で合っていますでしょうか？</p> <p>もし、そうなのだとしたら、それぞれの方針は素晴らしいと思うのですが、実際に、具体的には何をしたらいいのかが、あいまいです。</p> <p>一県民としてプランを見たときに、「それで、実際に何をどうしてくれるの？何が行われるの？どうしたらいいの？」という事が、よくわからない気がします。</p> <p>私は医師になってしばらくして、行政関係の仕事もするようになってから、こういうプランの存在そのもの、具体的な内容を知るようになりました。</p> <p>おそらく、一般の県民には、今後、国や自治体がどういう方向に進むのかということは、ちっとも伝わっていない（なので、危機感もない）のではないかと思います。</p> <p>一般県民向けに内容を周知するのであれば、要点をまとめた簡易版などを作らないと、最低限の内容さえ理解していただけない気がします。プランの第1編は、字や図表も細かく（厚労省が配る資料もいつも、1枚に内容がぎっちり入りすぎていて、なかなか細部まで読み込めないですが…）、少なくとも、高齢者が「自分事」として、このプランに興味を持ってくれたとしても、到底読みこなせる見た目ではない気がしました。</p> <p>市町村担当者など、こういう書類を見慣れている人たちが読むために配布するというのであれば、このような体裁でも良いかもしれません。</p> <p>施策の一つ一つの方針は良いですが、それを実現するための具体策をどこまで市町村と練ることができるのか、具体化するための行動を市町村がどこまでできるのか、市町村にその実行力・人材がどこまであるのかという把握も必要な気がします。</p>	第3回 意見様式	<p>高齢者プランの位置づけは、県の行動計画となるものですが、ご指摘の通り、その達成には地域住民を含めて広く関係者の協力を得ていく必要があります、多くの方に伝わる内容にしていくことが必要と考えております。</p> <p>プランを策定後、各施策の方向性に基づき具体策を講じていくとともに、プランの有効的な発信の仕方を検討し、県民の行動にもつながる内容としていきたいと考えています。</p>
-	-	-	-		2	<p>いずれにしても、3年毎に改定される介護報酬価格はここ数年の物価高、コロナ禍、職員の処遇改善を行う中で大変厳しい事業所運営となっている。</p> <p>全国老人福祉施設協議会が調査した施設・在宅サービス事業所の令和4年度決算の速報値によれば、現行の報酬価格では6割を超える事業所が赤字決算であり、このままであれば介護崩壊も招きかねない状況がある。</p> <p>全ての福祉サービスには人材が確保できなければ事業が継続・遂行できないことであり、もはや法人・施設等の自助努力だけでは乗り越えることのできない現実となっているので、国・県・市町村が連携するなかで人材確保の取り組みをお願いしたい。併せて従来の介護基盤を維持するための人材確保の具体策と共に、来春の報酬改定がプラスとなるよう国への働き掛けを強くお願い致します。</p> <p>これは国民・地域・利用者・職員を守るものと考えております。</p>	第3回 意見様式	<p>第2編第7章に基づき、施策を推進してまいります。</p>

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
-	-	-	-	全体	3	私は定年を迎えた時に年金だけでは不安を感じ、初任者研修を取得し介護職に就きました。介護職だと70歳を過ぎても働ける施設中にはあります。短期間ですが働きながら少し自由になるお金もあります。 シニア大学に入り仲間ができ、情報共有することで色々なことにもチャレンジでき必死に働いていた頃にはできなかった趣味を見つけることもできました。『人生100年』 長いようで短い老後。楽しい高期高齢期を過ごすために自分にあった生活を見つけることができました。 いつかは自分一人では生活できなくなる時を迎えます。その時はまだまだ大丈夫。うやむやにするのではなく、少しでも社会に関わることで自分の老後をしっかりと考え、勉強していきたいと思います。服薬に関しても、私のまわりの友達は薬だらけです。なんでもかんでも薬に頼るのではなく、自分に本当に必要なのか考え、薬を飲んでいきたいです。 他にもお薬手帳を利用して飲んだがチェックできたらいいなと思います。それに加え飲み忘れや大量な薬の管理もしっかり管理してもらえれば良いと感じました。	第3回 意見様式	第4章第1節に「訪問薬剤管理指導」を追加しました。 ご意見を踏まえ、第2編第9章第2節を一部修正し反映しました。
-	-	-	-		4	現状と課題が整理でき今後の計画に反映されていると思います。	第3回 意見様式	
1	-	1	-	はじめに 1 計画策定の趣 旨について	5	7行目に予防的な面も重要と思われるため、医療・介護の連携強化に保健も追記してはいかがでしょうか。	第3回 意見様式	ご意見を踏まえ、計画策定の趣旨に反映しました。
1	-	1・2	-	第1章と2章	6	「高齢者が」という言葉が枕にあります。なくてもよいのではと思いますが、あえて書いたほうが良いのかお考えをお聞かせください。	第3回 意見様式	ご意見を踏まえ、第1編第1章、第2章の一部に反映しました。
1	-	1	4	介護サービス提供 基盤の状況	7	「・・・多くの介護事業所に介護ロボット・ICTが導入されました。」とある。県内の全介護事業所からの割合でみると「多く」ではない。「・・・以前より介護事業所に介護ロボット・ICTの導入が増えました。」とすべきでは	第3回 意見様式	ご意見を踏まえ、第1編第1章第4節に反映しました。
1	-	2	-	地域包括ケア体制 の構築状況	8	地域包括ケア体制は現状として「構築」の状態なのか？第2章では「構築状況」の見える化が記載、第3章では「確立」と明記されているが、内容は「構築」と記載されている。長野県全体として、構築は進み、「確立」を目指すのでであれば第3章の記載も「確立」に統一すべきでは。	第3回 意見様式	目指す姿として「地域包括ケア体制の確立」を設定していますが、指標では「構築状況」とすることが適切であると考えています。
1	-	2	-		9	文章中にいきなり「アウトカム」「ストラクチャー」「ロジックモデル」など、一般市民にはなじみのない用語が並んでいます。用語説明が必要ではないでしょうか？	第3回 意見様式	用語説明を作成します。
1	-	2	-		10	図表31 分かっている人にはわかりやすい図ですが、知らない人を見ると、何のことかわからないかと思います。この表の見方の説明・補足がないと表を理解できないと思います。 アウトプットの項 月1回以上の通いの場の参加率は、長野県民は就労率が高いため、そういう場に出る時間・必要性のない人も多いのではないかと思います。このような指標も、上位を狙っていかなければならないのでしょうか？	第3回 意見様式	ご指摘のとおり説明を追記しました。 何らかの形で社会参加が図られればよいと考えますが、「通いの場」もその一つとして参加を促進したいと考えています。

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
1	-	3	2	地域包括ケア体制の構築状況	11	ここでは、最終成果（アウトカム）との記載があります。全体として、「アウトカム」を使うのか、「最終成果（アウトカム）」を使うのか、初出だけ注釈を加えるのか、最後に用語集をつけるのか、全体の統一が必要かと思えます。	第3回 意見様式	用語説明を作成します。
2	-	-	-	第2編全体	12	施策の方向性の項目について、例えば、「市町村支援」や「市町村への支援」など表現にばらつきがみられる。読みやすい面から考えると、「●●の支援、整備、推進」など表現の統一があればよいと思う。	第3回 意見様式	文脈などから必要な場合を除き、表現を統一します。
2	1	1	1	「人生100年時代シニア活躍社会」の実現	13	現状と課題において、「…就労的活動をコーディネートする人材（生活支援コーディネーター等）が市町村に配置…」とある。就労的活動の業務を生活支援コーディネーターが担うと読み取れるが、現状の生活支援コーディネーターの業務において就労の部分への取組は弱く、県下でも総合事業の実施状況調査から就労的活動支援コーディネーターの配置はないように思う。生活支援コーディネーターと就労的活動支援コーディネーターの位置づけの検討をお願いします。	第3回 意見様式	就労的活動のコーディネートは就労的活動支援コーディネーターの役割とされていますが、県内には現時点で当該コーディネーターの配置がなく、生活支援コーディネーターの役割として否定されるものではないため、生活支援コーディネーター「等」と記載させていただいています。現行の記載としたいと考えています。
2	1	2	2	効果的な介護予防の推進	14	「・生活支援コーディネーター等の資質向上や活動促進を図るため、研修等を通じて地域で活動する際の参考となるような実践事例の提供等を行います。」の記述と、その下の「・介護予防や地域のつながりの促進に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターの資質向上や、作成した事例集などを用いて取組事例の共有等を行います。」は内容的にほとんど同じなので、下にまとめたほうが良い。	第3回 意見様式	ご意見のとおり、第2編第2章第2節を修正しました。
2	2	-	-	推進目標2	15	成果指標の「生活支援サービスの充実の必要性を感じている者の割合」について、「生活支援サービスが充実していると感じている者の割合」への変更はどうか。あわせて、第3章第3節には、「生活支援の充実」のための活動指標が見当たらないため、対応する指標があってもよいと考える。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第3章第3節に活動指標を追加しました。
2	2	3	-	住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制の確立	16	組み立てとして、構築状況を「見える化」して各市町村で「確立」し、「深化」させるというイメージか？	第3回 意見様式	ご認識のとおりと考えています。
2	2	3	3	生活支援・移動支援の充実	17	生活にかかる移動支援についての施策の方向性から活動指標が「通いの場」としていることに違和感を感じる。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第3章第3節に活動指標を追加しました。
2	2	3	3	生活支援・移動支援の充実	18	高齢者の移動について、空白地有償運送やボランティアなど各地域様々な取り組みがされているが、その団体等に対する支援策。	第3回 意見様式	自家用有償旅客運送（交通空白地）に対する支援については、プロジェクト事業として事業化を検討してまいります。
2	2	3	3	生活支援・移動支援の充実	19	移動支援サービスがあるにも関わらず利用しない高齢者もいることから、原因の特定、正しい情報の周知、移動支援に対する高齢者の意識改善等について記載するのはどうでしょうか。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第2編第3章第3節に反映しました。

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
2	2	3	3	生活支援・移動支援の充実	20	生活支援 生活支援の核となるホームヘルパーの人材不足が顕著であり危機的な状況である。全国調査によればこの5年間で220事業所が廃止や休止となり全事業所の13%に当たるといふ。廃止理由は職員の高齢化と共に現行の介護報酬では訪問介護事業が赤字経営から脱することができないことが主因である。 生活支援の中で殊に重要なのは「買い物」と「通院」等の移動手段の支援と言われる。身近な市町村単位でこの二つの課題を解消できれば大きなサービスの向上である。より細かな議論を進めるよう主導していただきたい。	第3回 意見様式	適切な報酬の設定について、国への要望を継続します。 第2編第3章第3節に記載の施策を推進してまいります。 第2編第9章第2節に記載の施策を推進してまいります。
2	2	3	3	生活支援・移動支援の充実	21	施策の方向性 「長野県地域公共交通計画との協働」 本計画に「地域公共交通計画との協働」を記載する意義は大きいと思います。 地域での実践において、地域住民が主体となって行う移動サービスを進めていく上では、既存の公共交通やバス・タクシー事業者との調整が必要不可欠です。そのためにも、行政内部の介護保険や福祉の担当部門と公共交通政策担当部門の連携が必須です。 県におかれましては部局横断による検討、研究が進むことを期待するとともに、各市町村での介護・福祉部門と公共交通政策部門の連携が促進されるような働きかけについても検討いただければと思います。	第3回 意見様式	策定中の県の地域公共交通計画において、高齢者の移動の確保を目標とし、市町村に参考にしてもらえよう発信することを検討してまいります。
2	2	3	4	在宅生活を支援するサービスの充実	22	施策の方向性 「◆訪問介護職員の養成・確保」の項目に、長野県は都市部と異なり、走行距離が長くガソリンの高騰下での事業継続が困難になったたり、コロナ禍で通所系サービスやショートステイが利用停止の時に、利用希望が増加しても対応できなかった経験から、訪問介護事業所の継続や訪問介護員の離職を防ぐために、以下の項目を新たに追加すべき。 ・介護福祉士等有資格者で介護職場への再就職を希望する場合、再教育ための支援を推進します。 ・訪問介護事業所の事業継続のために、事業所内の業務改善や訪問介護員確保のための、補助金等の活用を検討します。	第3回 意見様式	現行制度の運用の中で可能な対応を行ってまいります。 ご指摘を踏まえ、第2編第9章第3節に記載を追加しました。
2	2	3	5	ヤングケアラー等を含む家族介護者への支援	23	現状認識に次の項目を新たに追加すべき。 ・ヤングケアラーが相談しやすい窓口や体制、情報提供が十分でないため、将来の夢や希望を諦めざるを得ない場合も見受けられます。 上記の現状と課題の項目を追加したことから、「◆ヤングケアラー等を含めた家族介護者の支援」に次の施策を新たに追加すべき。 ・ヤングケアラーの把握や相談しやすい窓口としては、教育委員会と連携しスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの業務内容や待遇を改善し研修を行い、活用を推進します。 ・ヤングケアラーが相談しやすい方法として、メールやLINE等のSNSを活用した窓口の開設を行います。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第2編第3章第5節に反映しました。
2	2	4		医療と介護が一体となった在宅療養の推進	24	医師の働き方改革や 双方の人材不足等の観点からICT活用等を含めた情報連携の方法やその在り方についての検討が必要と思います。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第2編第4章第2節に反映しました。

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
2	2	4	3	ACPの普及と人生の最終段階におけるケア・看取りの充実	25	タイトルのにACP※となっていますが※の注釈が、同項目内に見当たりません。ACPをいきなりタイトルに持ってきても、分かる人にしかわからないため、何の内容について書かれているのかわかりません。	第3回 意見様式	用語説明を作成します。
2	2	4	3		26	「◆人材育成」に次の項目を新たに追加すべき。 その理由は、生活施設である介護老人福祉施設や認知症対応グループホームにおいて、治療が困難になった老衰で看取る高齢者を、介護が主体となって暮らしの中で看取る倫理的意味や目的・方法について、理解が不十分な施設があるからです。 ・生活施設である介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の施設において、入所者や家族の意思を尊重し、ターミナルケア・看取りを実施する方法等についての研修を支援します。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第2編第4章第3節に以下の記載を追記しました。 ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の施設において、入所者や家族の意思を尊重し、ターミナルケア・看取りを実施する人材を育成します。
2	2	4	3		27	ACP（人生会議）は自身の人生を纏め上げ、老いの将来プランを考察するうえで大切な事柄である。機会あるごとに啓蒙を進め人生の纏めが実のあるものに努めたい。	第3回 意見様式	ご意見を踏まえ、第2編第4章第3節の施策を推進してまいります。
2	2	5	1	認知症に関する正しい知識と理解の増進とバリアフリー化の推進	28	現状と課題 現状と課題に次の項目を新たに追加すべき。 ・国において厚生労働省から平成30年6月、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」が示されています。 政策の方向性 上記の現状と課題の項目を追加したことから、「◆意思決定支援のための成年後見制度の利用促進・権利利益の保護」の2項目目に次の施策を新たに追加すべき。 ・「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」に基づく意思決定支援が行われるように普及・啓発を図ります。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第2編第5章第1節の現状と課題の3項目目及び施策の方向性（普及・啓発）の3項目目に追記しました。
2	2	5	1		29	認知症サポーターの人数は増加しているが、研修を受けた後のフォロー体制の構築。	第3回 意見様式	ご意見については、第5章第4節に記載の施策を推進してまいります。
2	2	5	2	認知症の予防等に資する可能性のある活動の推進	30	現状と課題(または、第4節へ) 認知症サポーター養成講座を修了した方々の活動の場や情報が十分でないことから、現状と課題の2項目目に新たに追加すべき。 ・認知症サポーター養成講座を修了した方が増加しているが、講座の知識を活動の場につなげない場合があります。 施策の方向性(または、第4節へ) 下線部が変換ミスと思われるので、修正を。 ・認知症の人本人の発信により、認知症の人の社旗垂酸化の機会の確保を進めるとともに、認知症の人に関する正しい理解の促進を図ります。 誤：社旗垂酸化 ⇒ 正：社会参加	第3回 意見様式	ご意見を踏まえ、第5章第4節に記載の施策を推進してまいります。

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
2	2	5	3		31	現状と課題の最後の項目 アルツハイマー型認知症の免疫療法については、12月におおよそ国の方針が出ると思います。プランを発行する頃には、だいぶ細部が分かっていると思いますので、その時の状況に合わせた修正が必要になると思います。	第3回 意見様式	動向を注視しつつ、医療施策との連携を検討してまいります。
2	2	5	3・4	医療・介護等の連携による認知症の人等への支援	32	現状と課題、施策の方向性 についての意見 記載されている点に加えて、認知症の本人を支えている家族構成が確実に変化していること。昔は伴侶に加えて同居の息子、娘夫婦という家族構成で一人を数人の家族で支えていた家族構成から、昨今は伴侶のみ、もしくは単身の息子、娘という構成に代わってしまった事。つまり一人を一人で支えている家族構成が多くなり、介護者の身体的、心理的負担は一昔前に比べて比べものにならないくらい増大している社会の変化。 家族の介護力が極端に低下してきている社会も課題ではないか？ また高齢の介護者にとってはまさに毎日が綱渡り状態である。 そんな、状況で従来通り 手続きは窓口へ、受診は病院へと出向かなければ物事が動かないようでは介護家族の負担は一向に減らないのでは？ 端的に言えば、かかりつけ医が積極的に往診してくれる世界と認知症本人を医者に連れていかなければならない世界を比べてみればどちらが「支援」になっているか明白かと思われる。 かかりつけ医ばかりでなく、すべてに渡って孤軍奮闘している高齢の介護者、一人で抱え込みながら介護している人たちへ「より積極に出向いてサービスをする視点」が必要になってくるのではないかと思います。 また、家族への支援という点で 家族の健康管理の点で支援があれば社会から家族の守られている思いが湧くのではと思います。在宅介護を進めていくのであれば、在宅介護者の健康（心身ともに）を維持できるような社会的制度を作ることなどいいかと思います。		在宅医療・介護についてはご意見を踏まえ、第2編第4章第1節の「在宅医療・介護サービスの充実」の施策の方向性をもとに進めてまいります。 それを踏まえ、認知症施策においても第4章の施策の方向性のとおり、認知症疾患医療センターの質の向上及びセンター間の連携とともに、かかりつけ医や認知症初期集中支援チーム等との連携をはじめとした切れ目のない支援体制を目指します。
2	2	5	5		33	施策の方向性において、「…認知症の社会参加の機会…」を「社会参加の機会」に字句の修正をお願いしたい。	第3回 意見様式	ご指摘のとおり、第2編第5章第5節の記載を修正しました。
2	2	5	5	若年性認知症や認知症の人の社会参加支援	34	現状と課題 についての意見 発症時期は就労中の事が多く、企業内での混乱、産業医の介入、休業、退職というパターンが多く、その過程で適切な専門職の介入がされていないこと。 現在 一般企業と支援員の壁は厚く双方が認識されていないことが問題かと思えます。 就労中にコンタクトが取れるような連携が取れば、空白に期間の短縮にもつながると考えます。 施策の方向性では、事業主への呼びかけがうたわれていますが、現状の課題、に盛り込むべき内容かと思えます。 訂正箇所 施策の方向性 三番目の● 社旗垂参加 → 社会参加	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第2編第5章第5節の現状と課題の3項目目に追記しました。
2	3	6	1	介護保険施設等の整備	35	介護老人福祉施設の定員数の増床とあるが、指定数がすべて稼働していない状況にある。また、老朽化した施設の建て替え、大規模修繕についてどのような支援ができるのか具体的な方向性も記載してはどうか。	第3回 意見様式	老朽化した施設の建替や大規模修繕について、いくつかの補助メニューがありますので、必要に応じて行うという記載をさせていただきます。 ご指摘を踏まえ、施策を推進してまいります。

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
2	3	6	1		36	施策の方向性 ●3項目目 おそらく、「社会参加」と書きたかったであろう、誤字があります。	第3回 意見様式	修正いたしました。
2	3	6	1	介護保険施設等の 整備	37	現状と課題 施設の整備が行われても、介護人材の確保が困難になってきていることから、現状と課題に次の項目を新たに追加すべき。 ・介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）や有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の整備が整ってきていますが、介護人材不足により一部稼働できない施設があることから、介護人材の確保への支援が必要です。 施策の方向性 上記の現状と課題の項目を追加したことから、「◆介護保険施設等の介護人材の確保に対する支援」の項目を追加し、以下の施策の項目を追加すべき。 ・介護人材の潜在有資格者（介護福祉士、看護師、社会福祉士、介護支援専門員等）の学び直しと再就職支援のための研修を行い、ハローワーク等の関係機関と連携し介護職場の人材確保を支援します。 ・国における外国人介護従事者確保の方針を検討し、介護保険事業者に対する外国人介護従事者の確保と活用等の研修や支援を行います。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第9章第2節に記載しました。
2	3	6	2	高齢者の多様な住 まい方への支援	38	施策の方向性 施策の方向性について、次の項目を追加すべき。 「◆住まいの安定的な確保」 ・地域で暮らす高齢者の住まい確保については、公営住宅だけでなく民間賃貸住宅事業者に対しても、入居時における連帯保証人の確保や契約更新の拒否が起らないように県の自立相談支援機関「まいさぼ」を通じて、県社会福祉協議会が実施する「入居保証・生活支援事業」を利用するように関係機関への広報や支援をします。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、施策の方向性の「入居保証・生活支援事業」に関する項目をを以下の内容に修正しました。「連帯保証人を立てることが困難な高齢者等が、民間賃貸住宅を含め住まいを安定的に確保できるようにするため、県社会福祉協議会が実施している「入居保証・生活支援事業」について、県の自立相談支援機関「まいさぼ」を通じて利用の支援や関係機関への広報を行います。」
2	3	7	1		39	活動指標 「避難確保計画策定率（水防法）（％）」は、感染症の対策も含め「業務継続計画」を記載すべきではないでしょうか。	第3回 意見様式	業務継続計画については、令和6年度から義務化されることから、基準に基づいた適正なサービス提供が行われるよう助言・指導してまいります。
2	3	7	1	災害対策の推進	40	施策の方向性 施策の方向性の「◆高齢者施設等における災害対応への支援」の下記の項目に下線部を加筆すべき。 ・高齢者施設等における防災・減災対策のため、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策としての改修、及び非常食・非常日用品等の備蓄等を支援します。	第3回 意見様式	現行の補助メニューを活用し、災害時に必要な体制となるよう支援してまいります。
2	3	7	1		41	災害・感染症対応 2019年台風19号の被災経験から、県内で発生する様々な災害に対して県・県社協・高齢協等が一体となって支援・救援ができる体制と組織化を図っていただきたい。	第3回 意見様式	関係者間の連携強化については、第7章第3節に記載の施策により対応してまいります。
2	3	7	1		42	施設の対策が中心になっていますが、住民についてはほかに記載があればそのことをわかるようにしてはどうでしょうか。		住民への支援関係（個別避難計画）については、第7章第3節に記載の施策により対応してまいります。

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
2	3	8	1	高齢者の権利擁護・虐待防止の一層の推進	43	現状と課題 下記が間違えではないか。確認・修正を。 活動指標名が、3枠目と4枠目が両方とも「(参考指標) 養介護施設従事者による高齢者虐待通報件数(件)」になっているが、どちらかが「(参考指標) 養護者による高齢者虐待通報件数(件)」ではないか。また、「(参考指標) 養介護施設従事者等による高齢者虐待通報件数(件)」では、下線部「等」が法律上では入るはずです。 上記に準じて現状と課題で下記の赤字の加筆修正を。 ・養介護施設従事者等による虐待の通報件数の増加やケースの複雑化等に伴い、市町村の体制の充実や、養介護施設従事者等を対象とした虐待防止や早期発見に向けた研修の継続実施が必要です。	第3回 意見様式	ご指摘のとおり「等」を追記しました。
2	3	8	2	消費生活の安定と向上	44	施策の方向性 施策の方向性の「◆未然防止」の項目に次の項目を新たに追加すべき。 ・「電話でお金詐欺(特殊詐欺)」被害の未然防止を図るため、警察、金融機関やコンビニエンスストア等との連携及び研修を支援します。	第3回 意見様式	「警察、金融機関やコンビニエンスストア」等の関係機関・団体とは以前から継続して、連携した取組みを推進しています。 県政出前講座により、高齢者はもとより子供・孫世代に対する幅広い世代に向けた研修を実施しています。 よって、ご指摘のとおりその旨を追記しました。
2	3	8	一	高齢者の権利擁護・虐待防止の一層の推進	45	将来推計でも独居老人や身寄りのないお年寄りが増加する傾向のなか、後見人の使命は大きな意味を持つが、地域によっては後見人のなり手がいないところも見聞される。研修等も含め確保をお願いします。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、施策の方向性に後見人等の担い手育成を追記しました。
2	4	9		介護人材の養成・確保、事業所の生産性向上の推進	46	「介護人材」というと介護福祉士についてが主に考えられがちですが、受験資格として一定の職種で5年以上かつ900日以上勤務実績が必要となる介護支援専門員も高齢化と人材不足が課題です。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第9章第2節の現状と課題に状況を記載しました。
2	4	9	1	介護現場の生産性向上に向けた支援	47	施策の方向性 ◆介護 DX の推進 現状と課題に「介護ロボット・ICT を使いこなせる人材育成を」と上がっているので、施策と方向性にも県としての施策に「デジタル・テクノロジー基本研修」を行い、リーダーを育成していくことを盛り込んでいくべき。(質の向上が今後大切になってくる)	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第9章第1節による施策を推進してまいります。
2	4	9	1		48	多様な人材確保 国は人材確保の方策として介護ロボットやICTの導入を進めているが納入後のフォローが進まないケースがある。また整備にかかる費用が高額となるので更なる県の補助を充実していただければと思います。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第9章第1節による施策を推進してまいります。
2	4	9	2	介護人材の確保・定着	49	施策の方向性 施策の方向性の「◆入職促進」の項目に次の項目を新たに追加すべき。 ・介護人材の潜在有資格者(介護福祉士、看護師、社会福祉士、介護支援専門員等)の学び直しと再就職支援のための研修を行い、ハローワーク等の関係機関と連携し介護職場の人材確保を支援します。 ・福祉職場の説明会等で再就職準備金貸付事業、介護分野就職支援金貸付事業についての説明もを行い、介護現場への就職推進に活用します。 ・国における外国人介護従事者確保の方針を検討し、介護保険事業者に対する外国人介護従事者の確保と活用等の研修や支援を行います。	第3回 意見様式	ご指摘を踏まえ、第9章第2節による施策を推進してまいります。

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
2	4	9	2	介護人材の確保・ 定着	50	<p>定着に効果があった取り組みとして、「労働時間（時間帯・総労働時間）の希望を聞いている」などが上がっています。そして、若者の働き方を考えるうえで、自分の時間の確保を望んでいる現状がある、介護現場では連休（3日以上）の連休がとれず、自分の私生活の充実ができない。今の給料で、時間を作ることで介護への魅力を感じてもらえること、介護現場で働く介護職員の心のケアにもなる。仕事もできて、プライベートも楽しめる職業であれば興味を持ってもらえる。他の分野で始める前に介護現場が行うことで、注目してもらえることから、9期に新たに盛り込むべき。</p> <p>施策の方向性</p> <p>◆入職促進</p> <p>介護人材確保に係る取組について市町村と情報を共有し、対応等を検討していきます。とありますが、「介護現場で、生き生きと働ける環境づくり」を新たに入れるべき。具体的には週休三日制の導入を強く希望します。（若者の時間の使い方に変化がある。週休三日制を取り入れることで、入職を希望する若者はいるはず。施設で、働き方の選択をするうえで、一つの働き方を提示する事業所が増えることで、イメージが変わる）</p> <p>◆雇用・労務管理の改善</p> <p>介護サービス事業所に対して、介護職員等の処遇改善を目的とした加算の取得・活用を支援します。サービス提供体制強化加算で介護福祉士の配置を強化し、より質の高いサービスを提供する事業所を評価すべき。また、多様な雇用形態に応じた就業規則の作成・周知が必要です。（ここでも、週休三日制の推進が絡んでいます）勤務時間の24時間365日体制に応じた「労働時間管理の体制づくり」が介護施設における労務管理のキモになる。</p> <p>◆キャリア形成と研修受講の支援</p> <p>介護助手に対して「介護に関する入門的研修」の派遣をすべき。（初任者研修でなく、介護の入り口の研修。）</p>	第3回 意見様式	第2編第9章第2節による施策を推進してまいります。
2	4	9	2		51	<p>外国人介護人材</p> <p>少子高齢化の中でもはや外国人介護人材の協力がなければ、長野県下の介護サービスも立ち行かなくなる現状がある。EPAでは日本語検定3級以上としているが、利用者へのきめ細かなサービスを提供するには更なる日本語教育支援が必要である。この支援体制に県の主導をお願いしたい。</p>	第3回 意見様式	第2編第9章第2節による施策を推進してまいります。
2	4	9	4	福祉・介護に対する 理解の向上	52	<p>人材確保</p> <p>多くの施設が人材確保のために人材紹介所を利用しているが、破格の費用を要している。行政が核となって介護人材を確保できるような仕組みを願う。</p> <p>人材確保の課題はこれからも長く続くものと思われる。介護士養成校などでは定員の半数というのが今日の現状である。また県下には高校に福祉コースを開設している学校もあるので、将来福祉を志す生徒が希望する福祉現場へ就業できるよう、福祉専門の教諭を配置していただきたい。</p> <p>またその支援策として、県の予算の中から修学資金制度を創設していただき、市町村が計画的に今後の人材育成に務めていただくよう県・市町村との連携を図るようしていただきたい。</p>	第3回 意見様式	第2編第9章第2節による施策を推進してまいります。 県立高校の福祉専門の教諭の配置については引き続き努力してまいります。

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
2	4	10		介護保険制度の適切な運営	53	<p>特に処遇改善の対応となっていないことから、資格を持っていても、介護支援専門員の仕事に就かなかったり、元の職に転職するなどの状況もあります。</p> <p>施設の介護支援専門員については、兼務であることから業務負担が大きくなっていることもあります。今後高齢者が増える中で、地域においては必要な職種であるため、地域、事業所の理解や支援を進めていただきたいと考えます。</p> <p>介護支援専門員の更新研修については、金額が高いのでそれをきっかけに更新せず元の職種へという話も聞きます。人材定着の観点から基金の活用などご検討いただきたいと思えます。</p> <p>介護保険制度の解釈が地域によってまちまちな状況があり、市町村をまたいでプランを立てるケアマネジャーや事業所に負担がかかっていることもあるため、地域性は重要ですが、ローカルルールにより現場が混乱しないような対策が必要と考えます。</p> <p>ケアプランデータ連携システムの導入が進まない現状には、導入にはお金がかかる問題や、「みんなが実施しないからやっても仕方ない」という声を聴きますが、業務の効率化を図るためには必要なことと思えます。</p> <p>しかし、現状には市町村がその取り組みを積極的に進めていない様子があります。業務の効率化の観点から、データ連携システムが早い段階で当たり前になるように勧めていただきたいと考えます。</p> <p>介護予防事業所、総合相談を委託できるようになる動きがありますが、その場合、今まで進めてきた予防事業が停滞するのではないかと懸念されます。予防支援事業所に対しては、共生社会に向けての理解や地域理解を勧めるように、担当市町村との連携が図れるようにする必要性が求めると思えます。</p> <p>過疎、高齢化などが進んでいる地域がありますが、介護人材がいなくにより必要な施設が運営できない課題もあるかと思えます。実態調査を含め、必要な人が必要な支援が受けられるよう柔軟的に緩和対策を講じるなど対策が必要と考えます。</p>	第3回 意見様式	<p>人材確保のための研修費用等への補助等については、状況を見つつ、検討してまいります。</p> <p>第10章第1節に、「介護予防支援事業の介護予防事業に関する市町村との連携」について追記しました。</p>
2	4	10	2	適切なサービス利用の促進	54	<p>現状と課題 施策の方向性</p> <p>現状と課題の下記の項目に下線部の加筆と項目の追加をすべき。</p> <p>・管理者・職員一丸となって施設のサービス提供システムの体制整備やサービス内容の質の向上に向けて、<u>自主的に取り組む福祉サービス第三者評価事業</u>について、事業者に対する周知と勧奨に<u>取り組み</u>、受審を促進する必要があります。</p> <p>・長野県内の福祉サービス第三者評価機関の評価力の向上と適性化の推進が必要です。</p> <p>・介護事業者へ寄せられた苦情等や対応策、職員への周知徹底について、事業所が指定した第三者委員会への報告が適切に行われ、機能しているかの検証が必要です。</p> <p>施策の方向性の「◆サービス利用者支援」の項目に下線部を追加すべき。</p> <p>・介護サービス事業者が苦情や介護事故等に適切に対応し、適正なサービスが提供されるよう、集団指導及び運営指導において事業者に対して必要な助言、指導を行います。</p>	第3回 意見様式	<p>ご指摘を踏まえ、</p> <p>・現状と課題について、次のとおり修正しました 「施設全体のサービスの質の向上を目指し、自主的に取り組む福祉サービス第三者評価事業について、事業者に対する周知及び受審勧奨並びに評価機関の評価力の向上に取り組む必要があります。」</p> <p>・また、施策の方向性の「情報の提供とサービス評価」について、次のとおり追加しました 「また、評価力の向上を図るため、評価調査者に対する研修を実施します。」</p> <p>また、次のとおり修正しました</p> <p>・介護サービス事業者が苦情や介護事故等に適切に対応し、適正なサービスが提供されるよう、集団指導及び運営指導において事業者に対して必要な助言、指導を行います。</p>
2	4	10	3	保険財政への支援と低所得者の負担軽減等	55	<p>市町村の介護保険運営に対する支援について、2040年に向けて人口減少の中、小規模の自治体では保険財政が厳しくなり、保険料の高騰も予想される。計画に位置付けるかは別としても、今後、保険者の広域化の議論や検討が必要と感じる。圏域単位での議論の場など県が主導をしてほしいと感じる。</p>	第3回 意見様式	<p>ご意見を踏まえ、施策を検討してまいります。</p>
4				老人福祉圏域	56	<p>老人福祉圏域の各圏域（サンプル）は、各圏域調整会議の中で「特徴的な取り組み」「最終アウトカム指標」の記載はないとの説明があった。各圏域で記載内容が異なるのか。</p>	第3回 意見様式	<p>素案においてお示しいたします。</p>